

総務委員会会議録

日時 令和3年12月10日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時14分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 流石 恭史
委員 望月 勝 向山 憲稔 久保田松幸 卯月 政人
土橋 亨 佐野 弘仁 永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文
地域ブランド統括官 小澤 祐樹 地域ブランド統括官補 トンプソン智子
知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書グループ秘書監事務取扱) 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫
スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 樋田 洋樹
県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子
県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐
統計調査課長 小林 司 県民安全協働課長 望月 英二
私学・科学振興課長 小林 洋一 グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二
交通政策課長 藤原 さつき
リニア未来創造局長 上野 良人 リニア未来創造・推進課長 安藤 明範
DX推進室長 長田 芳樹 二拠点居住推進課長 柏原 隆仁

公安委員会委員 高橋 英尚 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭
警備部長 清水 順治 交通部長 窪田 豊 刑事部長 荒居 敏也
生活安全部長 比留間一弥 会計課長 進藤 明 首席監察官 天野 英知
警察学校長 瀬戸 良広 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸
交通部参事官 廣川 勉 刑事部参事官 本田 誠一 総務室長 小林 信一
生活安全部参事官 平井 親一 監察課長 手塚 泰司
警備第二課長 遠藤 紀明 警務部参事官 姫野 賢司 捜査第二課長 赤池 久人
交通規制課長 清水 高博 捜査第一課長 石部 和久
運転免許課長 内藤 智 地域課長 金丸 芳仁 警務部次長 山村 和之

組織犯罪対策課長 奥脇 龍起 厚生課長 赤池 和美
生活安全捜査課長 小林 英樹 交通指導課長 萩原 健
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 通信指令課長 土肥 毅

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）入倉 博文
総務部次長（人事課長事務取扱）染谷 光一
職員厚生課長 柳原 明裕 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 高橋 義徳
防災局長 山本 盛次 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱）関 尚史
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁
会計管理者 末木 憲生 出納局次長（会計課長事務取扱）風間 浩
管理課長 後藤 恵里子 工事検査課長 白倉 英紀
県議会事務局次長（総務課長事務取扱）瀧本 勝彦
人事委員会事務局長 秋元 達也 人事委員会事務局次長 小高 和也
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 山岸 正宜
監査委員事務局次長 丸山 正雄

議題（付託案件）

- 第119号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第125号 令和3年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第133号 当せん金付証券発売の件
- 第134号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件
- 請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
- 請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることにつ

いて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第1-2号、請願第2-3号、請願第2-4号、請願第2-5号、請願第2-9号、請願第3-6号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時36分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時49分から午前11時30分まで、途中休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時13分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後1時30分から午後2時40分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第119号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(交通安全施設整備等事業費について)

永井委員 警の2ページ、交通安全施設整備等事業費について伺います。

児童が安心して通学できるよう通学路の安全対策っていうのは、先ほどの御説明の中にありました非常に重要だと思います。私も子供の学校の関係で、朝交通当番で立って

令和3年11月定例会総務委員会会議録
いますけれども、時間で通行制限がある場所を車が勢いよく入ってくるっていうような事例もありました。県警の皆さんの迅速な対応で、現在そういう違反も激減をしております。この場をかりて御礼を申し上げます、ありがとうございます。

今回のこの通学路の対策について、幾つかお伺いをするんですが、まず最初に、この通学路の安全対策に関する交通安全施設の整備費についての今説明がありましたけれども、今回の通学路における合同点検の結果と、県警察の対策内容について伺います。

清水交通規制課長 今回の通学路の合同点検につきましては、千葉県八街市における小学生の死傷事故を受け、教育委員会、学校、警察、道路管理者等の関係機関が合同点検を実施したものであります。この合同点検の結果、県内において約1,200カ所の危険箇所が抽出されたところであり、このうち、警察による対策が必要な箇所として238カ所を確認いたしました。

警察による対策の内容につきましては、まず交通規制の実施として、ゾーン30、最高速度、一時停止等の新設を予定しております。

次に、交通安全施設の整備として、信号機の新設や改良、横断歩道の新設、道路標識、標示の更新等を予定しております。さらに、交通安全施設等の整備以外の対策の重要な手法としまして、速度違反や歩行者妨害違反等の交通指導取締り、危険箇所における見守り活動を実施しております。

永井委員 ありがとうございます。

その合同点検で明らかになった危険箇所の対策を警察が進めるに当たって、今回補正予算を要求する理由について伺います。

清水交通規制課長 今回確認された危険箇所につきましては、可能なものから速やかに対策を実行に移すことが求められるものでありますことから、県警察では、今年度内の対策完了に向けて取り組みに着手しているところでございますが、予算額及び工期等の観点から、今年度予算での対応ができない54カ所につきまして、整備を早急に進めるために、所要額を補正予算案に計上しているものでございます。

永井委員 理由はわかりました。今出てきた54カ所の対策内容、具体的に教えてください。

清水交通規制課長 54カ所の具体的な対策内容につきましては、交通規制としまして、ゾーン30が1カ所、最高速度8カ所、一時停止7カ所等の新設を予定しております。また、交通安全施設の整備としまして、信号機の新設3カ所、信号灯器のLED化改良1カ所のほか、横断歩道の新設31カ所等を予定しております。

これらの事業につきましては、今回、繰越明許費の設定もお願いをしているところであり、適正な工期を確保の上、早期の対策完了に努めてまいりたいと考えております。

永井委員 できるだけ早期の対策完了をお願いしたいと思うんですが、一方で、この対策の中で繰越明許費がかかっているってことは、時間がかかる対策もあると思います。この完了

令和3年11月定例会総務委員会会議録
までに期間を要するものの、その間の安全対策について伺います。

清水交通規制課長 委員御指摘のとおり、警察による対策のうち、交通規制の実施や交通安全施設の整備の中には、現地での調査や施設の設置工事等で、一定の期間を必要とする場合がございます。このため、交通安全施設等の安全対策が講じられるまでの間につきましては、通学路における見守り活動や交通指導取締りを強化するなど、通学児童の交通安全の確保に取り組んでまいります。

永井委員 繰り返しになりますけれども、今回の対策を迅速に行っていただき、子供たちが安心・安全に通学できるように努めていただきたいと思います。

冒頭の説明の中で、今回のその点検をやるに当たって、関係機関との話し合いがあったと、意見を聞きながら点検もということがありました。学校も入っているというお話だったんですが、ぜひ警察とか学校とか、そういう目だけではなくて、利用する人たち、子供もそうなんですけど、その親御さんとか、そういった方たちからも、意外と気づかないところで、私はその北新の事案なんかも、実際に交通当番で立ったり、実際その場を見ないとわからないところもたくさんあると思います。また今後、次回の点検、また何回かあると思いますけども、そんな点も視野に入れていただきたいと思います。要望して質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(警察幹部職員の書類送検について)

向山委員 先ほど、スピード違反の関係で謝罪をされたと承知をしておりますけども、今回の事案については、県警本部の男性幹部職員の方がスピード違反をした上で、昨日付で、犯人隠避教唆の容疑で書類送検をされたと承知をしておりますけども、まずはその事案の概要についてお伺いをしたいと思います。

手塚監察課長 交通部の幹部職員が、本年9月27日午前11時ごろ、甲州市内の国道において公用自動車を運転し、法定速度60キロメートルのところ、25キロメートル超過する速度違反をしました。その際、同違反を見逃してもらおうと考え、助手席に乗車した警察官に、赤色回転灯を点灯させた上、停止を求めた警察官に対して交通違反取り締まり中であることを告げさせ、停止することなく、その場から立ち去ったものであります。

一昨日12月8日付で、幹部職員を停職1カ月の懲戒処分に、助手席の警察官を監督上の措置である本部長注意の処分を行い、厳正に対処いたしました。また、同日付で幹部職員を犯人隠避教唆の罪で、助手席の警察官を犯人隠避の罪で、それぞれ甲府地方検察庁に書類送致しております。

向山委員

御説明をいただきましたけど、当たり前のことではありますけども、交通法令を遵守すべきというのは、県民もそうですけども、特に県警の皆さんにおいては取り締まりをする立場としては、しっかりとその部分は、考えた上での行動をふだんされていると思いますけども、そうした中で、こうした事案が出てきたというのは、県民の皆様からは看過できるものではありませんし、しっかりと見直しをしていかなければ、考え直していかなければいけない部分が多くあると思います。

特に、今回幹部職員の方が、残念でありますけども、こうした形になったっていうのは重く受けとめて、県警として取り扱っていかねばいけないと思いますが、県警としての再発防止策をどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

天野首席監察官

交通部の幹部職員が、速度超過の道路交通法違反を犯した上で、部下に虚偽の説明をさせて、交通反則切符処理から逃れようと、その場から立ち去ろうとした行為は極めて遺憾であり、弁明の余地はありません。この事実を厳粛に受けとめ、再発防止に向けて取り組んでおります。

具体的には、警察本部幹部による各警察署等への特別巡回指導を行うこととしているほか、通達や教養用資料を発出するなど、指導教養を行っております。引き続き、全職員に対し、なお一層の職務倫理教養を徹底し、規範意識の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

向山委員

ぜひ再発防止策に取り組んでいただきたいと思いますが、昨今の県警の情勢を見ますと、一番大きいのは東京オリパラのパラリンピックの警備の職員の方が、東京都内で飲酒の上でのトラブルを起こしたというのが、全国ニュースにもなっていました。

大変残念な状況ではあるんですけども、やはり県民の信頼を回復した上で、県警の業務を行っていかねば、県民の皆さんの協力も得られないと思いますので、この不祥事が相次いでいる中で、どのように再発防止策に取り組んでいくのかという観点から、再度お伺いしたいと思います。

天野首席監察官

委員御指摘のとおり、職員の不祥事が続いていることを厳粛に受けとめ、再発防止に全力で取り組んでいるところであります。

不適切事案の発生には、警察職員としての自覚や倫理などの欠如が大きな要因として上げられ、この点に対する適切な指導教養を継続していくことが重要であると考えております。県警察では、幹部職員も含めた全職員に職務の重要性を理解させるとともに、県民のために使命感を持って精励するための職務倫理教養を、あらゆる機会を通じて行ってまいります。

今後も、このような取り組みにより規範意識の強化を図り、再発防止の徹底と県民の

皆様からの信頼回復に努めてまいります。

向山委員

ありがとうございます。

当たり前のことですが、多くの職員の皆さんは、現場の署員の皆さんも初め、日々一生懸命県民の安全・安心のために努力をされているというのは、県民の皆さんも感謝をしている部分多くあると思います。

一部の職員の方の気の緩みとか、ちょっとした部分で全体の信頼が失墜することのないように、県警全体を見れば、いろんな強行犯も政治犯も含めて、今かなりいろんな部分で、県民の安全・安心、また、この悪を許さないということで、正義感を持って対応していただいているっていうのは、私の立場からも感謝を申し上げますけれども、引き続き県民の皆さんのために、気を引き締めてやっていただきますことをお願い申し上げます、質問といたします。答弁は結構です。

(中部横断自動車道での交通事故等について)

望月(勝)委員 8月29日に、中部横断道山梨・静岡間が開通した状況について、ちょっとお聞きしたいと思いますが、これは私も毎日乗らせてもらって、非常に交通の利便性もよくなっているし、山梨県の一番南からこの県庁まで来る間に、道の駅とか、また道路状況を見まして、最近は非常に県外者もふえてきております。

そうした中で、最近また事故等も多いということで、その状況について、まずこのふえてくるという状況、3月、4月、5月、これからコロナの状況がどうなるかわかりませんが、その中で、県として、この交通事故の発生状況が今どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 望月委員の中部横断自動車道の交通事故のまず発生状況について、その質問にお答えいたします。

8月29日に、中部横断自動車道が全線開通しましてから、11月末現在となりますが、交通事故につきましては、人身交通事故が1件、これは死亡事故となります。物件事故は29件で、合計30件発生しております。

望月(勝)委員 特に昼夜を問わず、高速隊、また県警の皆様方に御協力いただいて、本当に地元の住民も皆さん方は喜んでいらっしゃるんですけど、ここは山梨県と静岡県の県境を走る中部横断道で、南北へつながって道路でございますが、特にこの中で、先日も下部インター、早川インターの中で乗り降りするところで、乗用車が壁面へぶつかって燃えちゃって、1人死亡という、その中の死亡の1人が、その方じゃないかと思いますが、こうした死亡事故とか、また今の中部横断道に乗ってみての皆さん方から、こういう点が不備な点があるとか、そういう状況を県警にも届いているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 今の望月委員の御指摘のとおり、中部横断自動車道が全線開通しましてから、先日の死亡事故、11月にこの死亡事故がありました。この事故につきましては、身延山の

I C方面から流出する普通乗用車が、道路右側のコンクリート壁に衝突しまして、路外へ飛び出して、それからさらに上り線からの流出道路に着地した後に炎上したもので、運転していた36歳の男性が亡くなっております。幸い同乗者はありませんでした。これは速度の出し過ぎが原因と見られておまして、現在、詳細について捜査中であります。

望月（勝）委員 ありがとうございます。

確かに1人が死亡ということでございましたが、特に今、四輪乗用車とか大型車が非常に多くなっています。その中で、二輪車のバイクの関係が、ツーリングの関係が非常に隊を組んで走っている状況もありますけど、そんな状況を高速隊のほうから何か県警のほうに、把握した情報が来ているのか、お伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 望月委員御指摘のとおり、静岡からも二輪車が多数来ているような状況があります。これにつきましては、現在、道の駅などにおきまして街頭指導所を開設しまして、利用者に対する広報、それから啓発活動を行うとともに、交通事故の発生が多い時間帯や路線におけるパトカーによるレッド走行、これ等の警戒活動を今行っているところであります。

望月（勝）委員 どうもありがとうございました。

道の駅等を利用して、特に南部の道の駅、それから富士川の道の駅、ここに大きな道の駅が2つあるんですけど、その中を通じながら、今交通事故に対するそういう抑制状況の訓練、指導っていうものをやってもらっているんですけど、特に、山梨と静岡の中部横断道でございますので、その両県に対するその連携軸といいますか、そういうことの中に、ふだんからのそういう状況をどのように今組んでいるのか、お願いします。

廣川交通部参事官 隣接する静岡県警とは常に情報交換をしながら、連携をとっているところであります。静岡県警察とは、これまで道路管理者、それから消防との合同による道路上における交通事故の発生状況を想定した対処訓練を行っておりまして、今後も同様の訓練を継続して実施してまいります。

それから、先ほども説明させていただきましたとおり、道の駅等におきましても、静岡県警察と合同で、啓発活動を実施してまいります。

望月（勝）委員 ありがとうございました。

それで、この中部横断道を使いまして、今度広域範囲が広がると、静岡県ばかりじゃなくて神奈川、それから愛知県とか、西の方へも関西の方へも広がっていくと思うんですけど、その犯罪状況の中で、この高速道路を利用したものの犯罪者、そういう人たちの関係を、この各県とのつながりを、中部横断道を通しての連携をどのようにしていくのか、お伺いします。

廣川交通部参事官 隣接する県警と連携をいたしまして、また情報収集をしながら、事件が発生したと

令和3年11月定例会総務委員会会議録
ときには、その情報を確実にとって、犯人が早期に検挙できるように、こういった体制をとっていきたいと思っております。

望月（勝）委員 最後をお願いします。

この中部横断道、増穂から清水間の間ですけど、その中に山梨県の方で、南部署、それから鯉沢警察署、その2署があるわけですけど、高速隊との高速道路の管轄範囲ってというのはどのようになっているのか。

インターから上がって行って本線へ入る手前までか、本線まで行かないで、インターまで行く道路まで地元の署が管轄するのか、その辺のちょっと管轄区域を教えてくださいたいですが。

廣川交通部参事官 中部横断自動車の道路上におけるものにつきましては、全て、現在高速道路交通警察隊が管轄をしております。おりてからの52号等につきましては、鯉沢警察署、それから南部警察署のすみ分けになっておりまして、本線上につきましては、当県の高速隊が管轄をしております。

望月（勝）委員 特に今、既存の国道、県道から本道、高速道路の本線へ上がる場合の間は、もう全て高速隊が管理するってことで、その既存の国道、県道へ出た場合だけは、その地元の署が参加するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

廣川交通部参事官 交通事故につきましては高速道路、事件があった場合にはその所轄警察署です。本道上で、例えば身延町で事件があった場合には、その刑事事件等に関しましては、その最寄りの南部警察署、これが管轄することになります。

望月（勝）委員 特に、これから交通量も相当ふえてくると思うんです、県外者もふえてくるし、その点について、ひとつ県警の方でも、どうぞよろしくまたお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

（交通安全施設整備に関する補正予算の計上について）

流石副委員長 ちょっと私、聞き間違いだったかもしれないんですが、ちょっと確認をしたいんですが、交通安全施設整備等事業費の6,879万4,000円、聞くところによると、千葉県的事件があったからこの補正予算を上げて、危険箇所を見つけ出したと、聞いたんですが、それでよろしいんでしょうか。

清水交通規制課長 今回の危険箇所の把握につきましては、先ほど申し上げましたとおり、千葉県の八街市における交通事故を受けまして、関係機関が合同して、危険箇所の点検を実施した結果でございまして、その結果を踏まえまして、警察として対策が必要な箇所を238カ所確認し、今回補正予算で54カ所の経費をお願いしているところでございます。

流石副委員長 ということは、この千葉県の八街の事件がなければ、この補正予算はなかったと考え

てもよろしいんですか。

清水交通規制課長 委員御指摘のとおり、今回の補正予算につきましては、今回行いました合同点検の結果を受けまして、対策が必要な箇所のうち、54カ所につきまして補正予算を計上しているものでございます。

一方で、通学路の合同点検につきましては、毎年関係機関と合同で行っているところでございますが、今回につきましては、千葉県の事故を受けまして、これまでの観点でありました道路が狭いとか、見通しが悪い、人通りが少ないという、観点に加えまして、例えば見通しのよい道路や幹線道路で速度が出やすい箇所、また、ヒヤリハットの事例があった箇所、保護者等から要望があった箇所、こうした観点も加えて点検をするようにということで、全国に通達がなされており、こうした新たな観点も踏まえまして、一斉に点検を行ったものであることから、通常の危険箇所に加えまして多くが計上されているものと認識しております。

流石副委員長 そこなんです。私は、ほんとに危険箇所っていうのは、もう毎回毎回言われていると、私は個人的にはそう思っているんですよね。だから、千葉県の八街の場合も、きっと私、前から言われていたのかなって個人的には思っている。それでちゃんと今のように補正予算を上げて、危険箇所をちゃんと危険じゃないようにすれば、ああいう痛ましい事故もなかったと、私はそう察知している。

だから、私は毎回毎回この補正予算というのは大事で、ある程度危険な箇所、言われたところはちゃんと見て、やっぱり直そうと、そういう気持ちが大事かなと思っております。ですから、これに限らず、毎回毎回補正予算等を上げていただければ、痛ましい事故も、10あるうち3つ、4つは減らせるかなと思っておりますんで、どうぞよろしく検証をよろしく願いしたいと思います。答弁要りません。どうぞよろしく願いいたします。

主な質疑等 知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について)

卯月委員 課別説明書の県民の2ページ、やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費（タクシー・運転代行利用券発行事業費）についてお伺いしたいと思いますけども、この第1弾が、今既に始まっていて、私も初めてPay Payをダウンロードしましたけど、まだ使っていないんですけど、それが終了した際に、今度2月から、このプレミアム食事券発行事業の取り組みを強化するものだという説明がありましたけども、この事業を実施する、まず狙いについてお聞かせいただきたいと思います。

藤原交通政策課長 委員がおっしゃられましたように、キャンペーン事業の第1弾が、キャッシュレス決済のポイント還元事業といたしまして実施されておりますが、年末年始の繁忙期を過ぎた2月以降についても、飲食店の利用を減退させない工夫が必要だということでございまして、外食を促進する手段としては、飲食後の交通手段となるタクシーや運転代行の利用支援が有効であること、こういったことから、この事業により支援いたしまして、2月以降においても飲食店の利用を減退させないことを狙いとしたものでございます。

卯月委員 わかりました。2月から始まるプレミアム食事券の発行事業に合わせて実施するということでありますけども、タクシーとかの運転代行利用券ということですけど、どのぐらい、何部ぐらいを発行して、そしてまたどのように配布するのか、お聞きしたいと思います。

藤原交通政策課長 プレミアム食事券の発行部数に合わせまして30万部を発行いたしまして、プレミアム食事券1セットの購入につき1,000円分のタクシー・運転代行利用券を付与することとしております。

卯月委員 わかりました。9月議会の際に説明があったときには、その代行料の半額負担とか、たしか話があったのかな、違ったかな。私の記憶違いかもしれませんが、違う形式だったかなと思ったんですけど、1セット購入すると1,000円分、代行利用券がついてくるってことですけども、このタクシー運転代行利用券というのは、どのように使用ができるのか、教えていただきたいと思います。

藤原交通政策課長 このタクシー・運転代行利用券発行事業につきましては、プレミアム食事券発行事業の取り組みを強化することを目的としておりますので、やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業の参加店での飲食時において使用できることとしたいと考えております。

キャンペーン事業参加店で飲食した際に、タクシー運転代行利用券に飲食店のスタンプの押印ですとか、署名をいただくことといたしまして、その署名をいただいた利用券をタクシー等の支払いで使用していただくことを想定しております。

卯月委員 わかりました。忘年会や新年会の繁忙期の後も、この事業によって飲食店の利用が減退しないこと、言うまでもありませんけども、維持をしてコロナ禍で深刻な打撃を受けている飲食店の消費回復に向けた支援につながればいいと思います。

そのためには、多くの皆様にキャンペーン事業に参加していただきたいと思っておりますけども、どうこれを周知していくのか、例えば、今のPay Payも若い人というか、興味ある人はわかっているかもしれないですけど、こっちのほうが使いやすいなっていう、こっちのほうがというか、券ですから使いやすい気はしますけど、どのように周知していくのか、教えていただきたいと思っております。

藤原交通政策課長 このキャンペーン第1弾、第2弾につきまして、産業労働部が事業を所管・実施しておりますので、回の事業につきましても産業労働部と連携する中で広報に努めてまいります。

具体的には、キャンペーン事業に関する情報を掲載した特設ウェブサイトでの広報に加えまして、飲食店に配布するプレミアム食事券のPRポスターへも掲載し、広く周知してまいりたいと考えております。また、タクシー等に専用のステッカーを貼付いたしまして、PRすることも考えております。

こうしたことにより広く周知いたしまして、多くの県民の皆様にご参加いただきまして、飲食店の消費回復につなげてまいりたいと考えております。

卯月委員 聞き漏らしたかもしれないんですけど、タクシー業者さんとか代行業者さん、既に参加していただけることが決まっているところはあるんですか、そしてまた今後ふやしていく予定もあるんでしょうか。

藤原交通政策課長 この事業につきましては、予算を御議決いただきました後に、事業者の皆さんに参加を呼びかけてまいり、そのような予定になっております。

卯月委員 ぜひ多くの場所で使えるような形にしていいただければいいと思います、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

向山委員 関連で卯月委員が今御質問いたしましたタクシー・代行に使えるこの券について、ちょっとお伺いしたいんですけども、これはまず予算上でいくと印刷費用とかどのぐらい盛り込んでいるんでしょうか。この券自体の印刷費用とか、この中に入っているんです

か。

藤原交通政策課長 申しわけありません、少しお時間をください。

渡辺委員長 後ほど答弁をお願いいたします。

向山委員 30万セットってかなりのものだと思うんですけど、この全体のクーポン券と別に印刷するってことですよね、その1,000円券を、そういうイメージですか。

藤原交通政策課長 食事券は産業労働部で用意いたしまして、こちらのタクシー・代行共通で使えるクーポン券、これを別途用意する予定でございます。

向山委員 こちらにはタクシーと代行で使える券の事業費ということで入っていると。これを事業者に委託をして、印刷も含めてやってもらうっていうようなイメージですね、わかりました。

先ほど卯月委員からありました、利用できるタクシーとか代行業者っていうのは、これから選定をする予定っていうことでよろしいですか。

藤原交通政策課長 今から広く募集いたします。なるべく多くの事業者に参加していただくことで、県民の皆様が利用しやすくなると思うので。

向山委員 その際に、いろんなタクシー協会とか、代行の事業者の協会あると思うんですけど、その感染対策をされているかどうかっていうのは、その要綱の中には何か入ってくる予定はありますかでしょうか。

藤原交通政策課長 各事業者には、感染防止のガイドライン等が定められておりまして、きちんと感染予防をしているというような状況でございます。

向山委員 当然やられるとは思いますが、飲食店の事業者にはグリーン・ゾーンって、はたから見ると基準としては高いものを求めているものがありますんで、タクシー・代行の事業者さんにも、一定程度その基準の中でしっかりと取り組んでいただけるように、中には余りにされてないような事業者もありますので、そこは、使える事業者はそういった形でやることが、飲食店の皆さんとの公平性も図る意味では、必要じゃないかなと思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

もう一個だけ、これは性善説に立つとあり得ないんですけど、例えば転売とか、このチケット自体をそういう形できるとか、その禁止要綱は定める予定でしょうか。

藤原交通政策課長 転売等は禁止すると想定しておりますけれども、そのことがうまく伝わるように周知をしてまいりたいと思います。

向山委員 最後に、先ほど署名したものを使用ということがあったんですけど、店舗ごとに御理解をいただいて使うということで、基本的にはグリーン・ゾーンになっているお店全体が署名して使えるというような認識でよろしいのでしょうか。

藤原交通政策課長 今回の事業は、グリーン・ゾーン認証の飲食店の応援キャンペーンということでございますので、各飲食店の皆様には御理解をいただきまして、スタンプなり、署名なりしていただくように要請してまいる予定でございます。

向山委員 ぜひ多くの事業者の皆さん、なかなか情報が行き届かないで、御理解いただけないケースが、幾らやっても出てくると思うんですけども、なるべくそういうケースを少なくして、車社会の山梨においては、かなり経済効果のある事業だと思いますので、この事業をしっかりと進めていただきながら。最後に済みません、1点だけいいですか、仮にこの30万セット、かなり大きい量なんですけど、30万セットが売り切れた場合は、追加の補正も検討を今さてますでしょうか、それとも、これ売り切ったら基本的には今終わりって、現状での検討段階をお伺いしたいと思います。

藤原交通政策課長 このクーポン券は食事券の販売に付与するという形になっておりますので、現段階では食事券が売り切れれば、そこで終了と想定しております。

向山委員 この券がついていることで、以前にも増して、前もかなり好評だったと思うんですけど、このプレミアム食事券の売れ行きは上がると予想されておりますので、また好評だった場合については、いろんな部分で検討を幅広く見て、進めていっていただきたいと思います。答弁は結構です。

渡辺委員長 藤原課長に申し上げます。先ほどの答弁はできますか。

向山委員 全体のこの額の中で、委託も含めてってということなんで、了承しましたので、金額細かくここで聞かなくてもいいです。

渡辺委員長 承知しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第134号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件

質疑

望月（勝）委員 今、県立大学の第3期中期の計画についてのお話がありました。

一応これで第2期中期状況は終わると思うんですけど、その中、第3期の中にもありますけど、地域貢献に必要な、そうした大学であるということ、また県立大学が現在4年制に移行しているということで、生徒数も非常に多岐にわたってふえてくるじゃないかと思うんですけど、その中で県立大学に対して、地域貢献という大きな役割があらわれているってところで、期待されているなかで、第3期中期目標をどのような考え方に基づいて策定されたのか、また、第2期中期の中で、現在、利用者の皆さんの要望等もあると思うんです、そういうことも含めたなかで、第3期中期計画をどのように取り組んできたのか、お伺いします。

小林私学・科学振興課長 県立大学につきましては、先ほど申し上げました地方独立行政法人法の規定によりまして、評価委員会から評価を受けることとされておりますが、現状の第2期中期目標につきましては、ほぼ順調に実施しているとの評価をいただいております。

また、第3期中期目標の策定に当たりましては、この第2期中期目標の内容を踏襲した上で、改定を行うようにとの意見もいただいたことから、大学の継続性に配慮しつつ、大学を取り巻く環境や社会経済状況の変化に応じた改定を行いました。特に県立大学の地域貢献につきましては、県としましても、県立大学が地域に開かれた、地域と向き合う大学として地域で果たすべき役割を極めて重要なものと考えております。

このため第3期中期目標におきましても、地域が抱える諸課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の供給、また社会人教育の充実など、地域貢献に関する目標に、さらに力点を置く中で改定を行っているところでございます。

望月（勝）委員 ありがとうございます。

今そうした第3期中期の中での評価委員会でのそうしたまとめ、また検証した状況もその第3期の中に組み入れていくということですが、その第3期中期目標の状況において、今第2期の評議委員会での、そうした課題、問題等も出ていると思うんですけど、その点をどのように第3期の中に含んでいくのか、お願いします。

小林私学・科学振興課長 第3期中期目標におきましては、昨年度、大学等連携推進法人に認定された大学アライアンスやまなし、これは山梨大学と県立大学との連携推進法人でございますが、このほか、あと学生に対する起業家精神を養う機会の提供、こういった取り組みを新たに掲げているところでございます。

大学アライアンスやまなしにつきましては、これは全国でも先進的な取り組みとして、学生の多様な教育機会の確保、学生ファーストの視点に立ちながら、その枠組みの活用を取り組んでいくこととしておりまして、目標の中にも随所に大学アライアンスやまなしの活用に関する内容を盛り込んでいるところでございます。

また、起業家精神、いわゆるアントレプレナーシップでございますが、これを養う機会の提供でございますが、今、県立大学が文部科学省から採択されました大学による地方創生人材教育プログラム構築事業、これはいわゆるCOC+R事業と申しております

令和3年11月定例会総務委員会会議録
が、こちらのほうで実践的な教育プログラムを構築しまして、これを通じまして、学生の卒業後の進路等に関する多様なニーズに応えるための取り組みを行っていくこととしております。

こうした県立大学の取り組みによりまして、より地域に貢献する人材を育成しまして、地域社会に輩出することとしております。

望月（勝）委員 今、第2期から第3期へこれから入るわけですから、6年間また第3期が始まるわけですが、ちょっとお聞きしたいことは、今、県立高校での、生徒数の減少によって再編整備とかそういうものが非常に進んでいるんですけど、今県立身延高校においては、県立大学との連携をとりながら、将来性を含んだ中で多様性に富んでいく、また国際社会において、高校でもそうですけど、大学においては特に今これから変動してくる国際情勢に対しての対応ができる学生を育成しなきゃならないと思いますけど、特に県立大学は、今看護師さんの4年制といいますか、そういう状況も出ていると思うんですけど、その辺について、この第3期の中でどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

小林私学・科学振興課長 今、委員おっしゃられました個々のさまざまな課題があると思いますが、先ほど申しました評価委員会を通じまして、また県のそれぞれの所管に関する課題等も、大学としっかり連携をとりながら、目標の中に盛り込んでいくこととしております。

この目標につきましては、県としての大くりな方針を示すものでございまして、この後、大学のほうで具体的な計画、特に数値目標等も定めながら、実践をしていくことになっておりますので、そういったところをしっかりと県と大学が連携しながら、課題に直接対処できるような形で、業務運営をしていくように取り組んでいきたいと考えております。

望月（勝）委員 最後に、今看護学校の看護師科のほうも4年制っていうことで、一般教養のほうも4年制になっていると思うんです。その辺の対応について、この第3期の中で、どのように社会貢献、地域貢献ができるか、また学生たちがどのようにこれから多様性を持って社会に出ていくのか、そうした基本的なものをどのように教育していくのか、お伺いします。

小林私学・科学振興課長 看護師のそういった需給の計画等につきましては、医務課のほうで所管しているところございまして、私どもも日ごろからその辺については連携をとりながら対応していきたいと考えております。

看護学部につきましては、本年4月に博士課程も創設されたことで、より地域の求める人材の育成というものが応えられるような体制がとれている状況でございます。中期目標につきましても、第2期の内容を振り返る中で、地域が要請する人材を輩出できるような体制をとるように、大学のほうにも、県からしっかり働きかけて、運用してくように努めていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今、博士課程、そうしたものが取れるような状況ということではありますが、これにはやはり県立大学に大学院制度も設けていかなきゃなんないと思うんですよね、そこらの対応をどのようにしているのか、ここで聞きまして終わります。

小林私学・科学振興課長 現在、県立大学につきましては、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部3学部ございまして、大学院につきましては、看護学部は今設置されているところがございます。

他学部につきましては、現在まだ具体的な構想はないのですが、今後大学院の設置といったものが必要とされる状況が出てくるかと思えます。そういったことに対応できるように、もし大学のほうで設置に向けた検討を行うという状況になれば、県もしっかりバックアップをして、地域が要請するような学部、また大学院を構築できるように支援をしてみたいと考えております。

望月（勝）委員 県の、そうした学生さんの人材形成というものに、よく、また検証いただいております。

向山委員 関連して、今、大学院というのがあったんですけども、これは具体的にいうとこの県立大の中で、そういう方向性が示されたら予算化して大学院を設置していく、この3期の中で、その目標を立てるといような考えでいいんでしょうか。

小林私学・科学振興課長 中期目標につきましては、非常に大きくくりな全体方針を示すような内容になっております。具体的に、もし大学院の設置というお話になった場合は、今回ご議決いただいた後には、大学が直接6年間の中期計画を立てます。さらに、その中期計画をもとに、年度ごとの計画をつくっていくというプロセスを経ることになっておりまして、そういった中で、具体的な大学院設置の目標を、計画に取り込んでいくというような予定となっております。

向山委員 今現状、その大学の中ではその大学院の必要性っていうのは議論されているということでしょうか。基本的には必要だということで、方向性で議論が進んでいるという認識でよろしいでしょうか。

小林私学・科学振興課長 大学においても、今そういったことを検討しておりますが、ただ、まだ具体的にどういった設置形態にするかということ、どのような科目を設置するかというところは、まだ具体的な形にはなっていない状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

望月（勝）委員 請願第1の2号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見採択についての意見であります。

この請願の趣旨は、核兵器条約に関することであり、国の外交安全保障政策に関連しているため、地方議会が意見書を出すことについては慎重に検討しなければならないと思います。現在、この条約の批准国は50か国を超えており、ことし1月22日に条約が発効したことは承知しておりますが、しかし、都道府県で採択しているのは岩手県、長野県、三重県、鳥取県、沖縄県の5県であるという状況に鑑みても、現時点ではこの請願については継続審査とすべきものであると意見を申し上げます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

永井委員 選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方と深く関係しているため、国会においても慎重に継続的に検討されていることと認識しています。県議会としても、県民の意見を十分に伺って、国会の動向を注視しながら慎重に判断する必要があるため、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

久保田委員 桜を見る会の疑惑解明のための徹底審議を求める意見を提出すること及び要望についてですけど、これはまだ一部について再捜査が行われているほか、検察審査会において不起訴相当と議決されたものもあるなどして、今後の捜査の動向を注視していくことが必要でありますので、したがって、本請願は継続審議とすべきと考えます。

土橋委員 桜を見る会については、国民誰が聞いてもおかしいなと思うようなところが中途半端で解明されておられません。一日も早い解明をするための提出をよろしく願います。

渡辺委員長 採択すべきものということですか。

土橋委員 はい。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

卯月委員 学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書の採択を求めることについてですけども、国では、困窮する学生に対しまして、学生支援、緊急対策給付金、支援、給付金など支援制度を用意しております。

また県内の多くの大学でも、困窮する学生に対しまして、独自の支援策を実施しており、県立大学におきましても、昨年度、授業料減免を独自に実施するための補正予算を計上し、支援を行ったところであります。

今後も引き続き、国や本県の状況や支援の取り組み状況などを慎重に検討する必要があることから、本請願は継続審査とすることが適切と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て地に使用しないよう求めること
について

意見

流石副委員長 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立地の埋立てに使用しないよう求めることについて、継続審査でお願いしたいと思います。

請願第3-6号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることについては、継続審査とすべきと考えます。この請願は、沖縄の新基地建設の埋立てに使う土砂を、遺骨が混在する場所から採取しないよう国に対し意見書の提出を求めるものです。調べたところによると、都道府県では沖縄県、埼玉県、奈良県が意見書を採択しています。また、100を超える市町村でも採択されており、請願内容に一定の賛同が得られていると思います。しかしながら、新基地は国防上の必要性があつて建設されるものでありますので、国の動向等を注視しながら慎重に検討すべきであると思います。

したがいまして、この請願は継続審査をすべきであると考えております。よろしくお願ひいたします。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県立大の学校型推薦入試について)

向山委員 県立大の学校型推薦入試の件についてお伺いをしたいんですけども、この件については9月から10月にかけて、さまざまな議論があつた中で、本年度の学校型推薦入試において、住民票の要件を外して、福島県から移住をされたお子さんの入試の要件を緩和をして認めるというような経緯になつたことは承知をしています。私自身も関係をする方々から御相談いただく中で、県にも御見解をいただいて、やり取りをしてきた中でありますけども、何点か確認を、また今後の方針等についてもお伺いをしたいと思います。

まず、この山梨県立大の学校型推薦入試について、出願要件として県内の住民票が必要だということを設けていた理由についてお伺いしたいと思います。

小林私学・科学振興課長 まず、出願要件に住民票が設けられたという理由でございしますが、これは確認しますと、県立大学が平成22年度に地方独立行政法人化する以前から、県が直営で

大学を運営していた時代から設定されていたということになっております。

この理由というのが、はっきりしたところは確認ができなかったのですが、県が設置、運営する大学といたしまして、山梨県在住者に優先的に入学枠を設けているということで、事務的な確認手段として住民票を用いていたのであろうということまで確認ができています。

向山委員

過去にこの住民票が必要かどうかについて、学内及び県庁内で議論をした経緯とか、あるいは経過について、今は明確なものはわからないということだったんですけども、その22年度以降、設置した後に、こういった議論が俎上に上がったことは、過去にあるかも含めてお伺いしたいと思います。

小林私学・科学振興課長

これまで特に問題として顕在化したことがなかったものですから、議論されたという記録はございません。県におきましても、県立大学が毎年作成します入学者選抜要綱や学生募集要項も入手しているのですが、特にこの運用について問題があるものとして捉えたことはこれまでなかったという状況でございます。

向山委員

これまで問題なかったということで確認ができましたけども、この要項について、ことし9月に発表された中で、県内に住民票がなければだめだということで、今回の事例は、ある学校の生徒さんが、福島から移住をした関係で福島県に住民票が残っていたと。ただ、こっちに居住生活があつて、住民票だけない状況では認められないということが発端だと承知をしていますが、改めてですけども、この方がなぜ住民票がオーケーになった、緩和されたのかというところを、経緯も含めて確認したいと思います。

小林私学・科学振興課長

本来、入学者選抜試験で、最も重視すべき点は公平性の観点ということになるかと思います。ということで、募集開始後の出願要件の変更というのは当然極力避けるべきであると、大学も当初は考えておりました。他の生徒への影響という点も考慮いたしまして、要件の見直しについては、当初、難色を示していたというところがございます。

一方、知事は、こうした制度自体が家庭環境について、さまざまな背景を持った受験生に対応しておらず、昨今の時代の要請に全く合致していないとの考えのもと、大学に対して要件の見直しを要請したという経緯がございました。

もちろん、大学設置者としての知事による要請の前にも、委員を初め、各方面から見直しの可能性について、大学に対して意見が寄せられておまして、当然こうした蓄積が、県立大学が見直しを行った背景にあったものと考えております。

もう一つは、今回の問題が、山梨県だけでなく、福島県内でも一部のテレビ局で連日報道されるというような事態がございまして、県内外で影響が広がり、収束の兆しがなかなか見えなかったという状況がございました。

何よりも、受験生の立場に立ちまして、11月20日に試験が行われたのですが、試験日が間近に迫っておりまして、平穏な受験環境を確保するということが、何より最優先すべきことということで、大学もそういう判断をいたしまして、運用の見直しに至

りました。

今回対象となりました高校生だけでなく、同じような境遇の他の生徒も救済すべきとの考えから、年度中途での特例的運用を決断したという経緯でございます。

向山委員 承知をしました。今回は、いろんな部分の要素が重なったと思いますけども、大きいのは知事の英断で、強い意思を示したというのが、大学側が応じたというところだと思いますけども、その中で今回、各学校にこの住民票の要件を緩和をした中で、学校側の反応等、あるいは、その中でその方以外に応募された方というのは、実際にたんでしょうか。

小林私学・科学振興課長 急遽の運用変更ということで、大学からもそれぞれ学校に直接職員が赴くなどしてしっかり説明をして、再度学校内での選抜が対応できるような配慮をしたところでございます。

個別具体的な高校の反応というのは、私どもに届いてはおりませんが、今回問題になりました福島から移住した生徒以外に応募があったという結果については、大学のほうからは特に報告を受けておりません。恐らく今回問題になっていた、福島から移住した生徒のみが出願したのではないかと考えております。

向山委員 承知しました。ぜひ、やはり要項を1回出した後にかえるっていうと、かなりいろんな部分で学校側にも影響が大きい部分もありますので、ほかの部分の募集要項も含めて、そうしたところをもう一度見直して、県としても大学側に進言できるような形を整えていただきたいなと思います。

その上で、最後1点だけここだけちょっと確認をしたいんですけど、自分もやり取りして確認する中で、住民票を求めている一つの意義、意味として、自分が聞いていたのは、やはり直接税金を納めている方、税金を徴収している方を優先するという意味で住民票、もちろん住民票がないということは、いろんなかかる税が、山梨へ納められていない部分もあると、直接的に納められてない、間接税はありますけども、そうした部分もあると言っていました。そこら辺の整合性が、今回全く変わってしまったことで、今までの以前の説明と違うことになってしまった、この整合性をどのように図っていくのか、また図ったのか、そこについてお伺いします。

小林私学・科学振興課長 確かに住民票があるということによって、住民税が課税されている、納付しているという、一つの資料になります。これは一般論としてでございますが、仮に住民票を移していなくても、居住実績があれば、通常は市町村において、みなし課税制度により、住民税が課税されているということが一般的でございます。ですので、住民票がないことによって、山梨県に納税をしていないということは、それをもって証明になるとは捉えておりません。

県立大学におきましても、これらの税制についての細かい内容の確認が、試験委員会において、これは教授の方々等で構成され、試験制度に係る議論をしている委員会でございますが、こういった細かい税制度のところまで、恐らく把握し切れていなかった部

分があったのではないかと考えております。

向山委員

これで最後にしますけども、今言っていただいたように、必ずしも住民票だけで全て判断できないということが、今回県として、この事例をケースの一つ見直しというか、考え方の変更があった部分じゃないのかなと思います。

これ県民生活部の中でも、ほかの部分でないかっていう整理も、もちろん必要ですけども、他部局、特に教育委員会とか子供にかかわる部分で、親御さんが、東日本大震災10年が経る中で、移住をされてきて、いろんな環境の方がいらっしゃると思いますので、そこは、他部局横断的に、こういった、今回住民票にスポットが当たりましたが、そういう細かいところも、いろんな方の目線に立ってできるような行政運営、また学校側の運営にもぜひ気をつけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

小林私学・科学振興課長 委員御指摘いただきましたとおり、私どもも、今まで入学選抜者要項等につきまして、当然全く目を通さないということはないのですが、庁内広い視点で確認するという点につきましては、確かに不十分だった点は反省しております。

来年度に向けて、県立大学では、内容を見直す方向で、今後検討してまいりますので、要項等の内容につきまして、県でも庁内で広く多くの目で確認していく中で、こういった制度的な矛盾とか、社会情勢にできていない部分がありましたら、しっかりそこは見直していくように、県立大学とも協議しながら要項の策定に努めていきたいと考えております。

向山委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(県内鉄道関係の安全対策について)

もう一点だけ、手短にあれなんですけども、交通政策課になれば、該当すればだと思わうんですが、京王線において殺傷事件がおきまして、県内の鉄道関係の対策っていうのは、何かその後講じている部分があればお伺ひしたいと思いますけども。

藤原交通政策課長 JRに対しましては、これまで鉄道の利便性の向上に対する要望活動を実施しており、先日もJR東日本八王子支社へ要望活動を行ってまいりました。その際、八王子支社長との意見交換の中で、京王線の刺傷事件等を受けまして、安全確保につきましても申し入れを行っております。

JRも、そういったことについては課題として受けとめていることを、具体的にはさすまたを用意ですとか、甲府駅構内への巡回パトロールですとか、そういった対策を伺っております。

また、富士急行線につきましても、報道にございましたけれども、全車両に防犯カメラを設置するとか、警察との合同訓練を実施するとか、そういったことをされていると。また、国交省におきましても、鉄道事業者との意見交換、それから今後の対策の取りまとめ、そういったことをすると承知しております。

県といたしましても、事業者に対しまして、安全確保に取り組むよう今後も依頼して

まいりたいと思っております。

向山委員

各JR、富士急行ともに県内の鉄道各社に、県としても今後引き続き要請していただきたいと思ひますし、県警ともぜひ協力して、防犯カメラもそうなんですけども、やはり視覚的に、県警の鉄道パトロールの方がいらっしゃると、いい面での影響もあると思ひますので、その部分も県としてできることを、万が一のときに備えて行っていただきたいと要望して終わりたいと思ひます。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(債務負担行為について)

久保田委員 課別説明書の総の4、債務負担行為ですけど、なぜこの時期に本庁庁舎の照明のLED化をするのか、その経過を伺いたと思います。

坂村庁舎管理室長 照明のLED化をする経緯でございます。

本庁におきましては、これまでも照明器具の更新ごとに、LED化への転換を行っていたところでございますが、LED化率はおおむね10%となっております。

その一方で、国が令和3年10月に改定しました温暖化対策計画では、2030年度の温室効果ガスの排出削減目標をまず引き上げ、そしてもう一つ、都道府県の役割といたしまして、地域における施策の総合的・計画的な推進、また事業者として、みずから率先的な取り組みの実施ということが期待されたところでございます。

これにあわせまして、本県では先月11月10日でございますが、山梨県地球温暖化対策推進本部におきまして、本県における地球温暖化対策につきましては、即効性のある省エネ対策として県有施設のLED化を加速し、令和7年度までに原則100%とする方針が決定されたものでございます。この方針に基づきまして、県有施設のうち、まずこの本庁舎の照明器具の全体のLED化を率先して行うものでございます。

久保田委員 わかりました。

次に、本庁舎をLED化することで、CO₂はどの程度削減できるか、伺いたと思います。

坂村庁舎管理室長 CO₂の削減でございますが、本庁舎の照明にかかわるCO₂の排出量といたしましては、LED照明への交換により、現行の照明器具と比較しましておおむね52%の削減効果があると推計されます。また、ほかの電気等も含めまして、本庁舎全体のCO₂の排出量は、LED照明への交換によりまして、おおむね11%程度の削減効果があると推計されております。

久保田委員 わかりました。

次に、本庁舎のLED化をすることで、経済的な効果はいかほどになるか、伺いたと思います。

坂村庁舎管理室長 経済的な効果でございます。

LED照明が使用可能とされますのは、最大20年間でございますが、そこまで使用した場合、おおよそ1億3,000万円の経費節減効果があると推計されています。

久保田委員 LED化にすることによっていろいろなメリットがあるということですから、令和7年といいますけど、前倒して早くやったほうがいいんじゃないかなと思います。

向山委員 関連してちょっとお伺いしたいんですけども、このLED化については、今回債務負担行為ということで、リースということだと思っておりますけども、これはリースの方が割安になるっていう計算なんですか。

坂村庁舎管理室長 リースを選択した理由でございますが、全体で9,200台を取り替えるわけでございますが、こちらを一遍にかえるということになりますと、数億円というお金がかかるということございまして、その分のイニシャルコストを平均化するということがまず第1点、リースにしたところでございます。

またもう一つ、リース契約にした場合、メンテナンスも含めてのリースでございますので、そういった意味では事務負担の軽減ということ。そしてもう一つ、リース契約としましては10年契約ということでございますが、大体その10年後には照明器具は無償譲渡されるというところございまして、その意味では全体として、経済的にも優位ではないかということを経済的に判断しまして、リース契約にいたしました次第でございます。

向山委員 ちょっと素人的な目線だとわかんないですけど、さっき最大で1億3,000万円の効果って言っていて、3億3,000万円かかるっていう、20年間で大体1億3,000万円の経済効果があるわけですね。そうすると、この3億3,000万円というのは、全ての部分を込み込みで3億3,000万円っていうイメージなんですか。その数字の部分がちょっとわかりにくいので、御説明いただければと思うんですけども。

坂村庁舎管理室長 3億3,000万円というのは、リース契約を10年続けまして、その10年間、年3,300万円、それを10年間払ったとしてのリース代の総額でございます。

向山委員 リース代の総額ということですね。その中にも設置代金とか、メンテナンス費用も全て込みで入っていると。一応確認なんですけど、購入したときよりもリースのほうが、全体的に見て経済効果が高いという判断で、リースにしたってことでいいですね。

坂村庁舎管理室長 はい。全体として経済効果が高いということでリースを選択したわけでございます。

向山委員 あと、これ全体の、どういう部分が調査というか、今までほかの部署の部分だとLEDの調査をやっていたところもあると思うんですけど、本庁舎については、どういう箇

令和3年11月定例会総務委員会会議録
所が必要で、どのぐらいかかってっていう、その調査はもう終わってるというような認識でよろしいでしょうか。

坂村庁舎管理室長 おおむね全体でどれぐらい取りかえが必要であるとか、リース代がどれぐらいになるかというのは、調査を踏まえまして、債務負担行為の御審議をお願いしているところでございます。

向山委員 承知しました。
最後に1点、今後この事業者の選定に当たっては、これからのタイムスケジュールも含めて、どういう形で行っていくのかを、いつぐらいまでにこの全て、残り90%、9,200台の取りかえがどのぐらいで終わって、事業者との契約をどうやっていくかって、そこを確認したいと思います。

坂村庁舎管理室長 まず、契約についてでございます。
こちらにつきましては、金額からいたしまして、WTO案件、要は世界の貿易のルールに従ってやるということでございますので、今後一般競争入札というところでございます。そのために、WTOのルールに従いまして、40日程度の公告期間を置かなければいけませんので、今年度中に公告、入札、そして契約を済ませまして、設置につきましては、来年度早々にでも設置の作業を順次行っていきたいと思います。

全体の設置期間でございますが、現在順調にいけばというような前提で、また工事でするので前後があると思いますが、来年の10月、11月ぐらいには全部取りかえられるということで、予定しているところでございます。

向山委員 承知しました。るる、お伺いしましたけども、しっかりとこのLED化を進めていただいて、また県庁以外の部分にも波及できるように、しっかりと、その成果もしっかり示しながら今後進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第125号 令和3年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第133号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めること
について

意見

向山委員 継続中であります請願第2-3号、国に対し消費税5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについては、継続とする立場から意見を申し上げます。
この消費税については、国政においてもさまざまな意見がある中で議論がされているところでありますので、この意見を慎重に検討する必要があると考えます。
したがって、本請願については継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(本庁舎駐輪場について)

卯月委員 駐輪場のことについて聞きたいんですけど、本庁舎に二輪車の駐輪場がありますけど、その駐輪場の設置目的といいますか、理由についてまず聞きたいと思います。

坂村庁舎管理室長 駐輪場の設置目的でございますが、駐輪場につきましては2つ目的がございます、まず来庁者の方に対する便宜のため、そしてもう一つは、自転車を使って通勤する県職員の駐輪場と、その2つの側面、理由から設置しているものでございます。

卯月委員 通勤は自転車のみですか。

坂村庁舎管理室長 通勤は、駐輪場は自転車とバイク、両方でございます。

卯月委員 オートバイの排気量の制限はないのでしょうか。

坂村庁舎管理室長 オートバイについては、排気量には特に制限は設けておりません。

卯月委員 実は私、何年か前にも同じような質問をしたことがあって、そのきっかけは、我々が車を出るときに非常にマナーの悪いオートバイがいて、駐輪場の中を見に行ったら、放置バイクといいますか、それと、あと自分の車庫のようにして使っていると見られる、もうシートがかかって、明らかにずっと置いてある感じの車両が置いてある。

私もバイク乗りですけど、車庫つきの駐輪場を借りるとなれば相当な金額がかかるんです。でも、それをずっと放置したままにしてあるのを見て、何年か前に要求したことあったんですけど、全く改善がされてない状況です。それと、関係のない方は、という程度のただし書きを書くとかの注意書とかもされてないので、その辺の実際に使い方をどう捉えていますか。

坂村庁舎管理室長 委員が何年か前に質問されたところで、その対応についておこなっているようで大変申しわけございません。

こちらにつきまして、放置車両につきましては、定期的に調査を行いまして、放置されているようなものにつきましては、その処分等を行って、大体年に20台ほど処分しているところでございます。

また、駐輪場の中、特に1階のバイク置き場につきましては来庁者専用ということで表示はしているところでございますが、委員の御指摘も踏まえまして、今後、来庁者及び県職員以外の駐車は御遠慮くださいという、ちょっと強めな表示を、バイク駐車場、それから駐輪場の入り口等に、表示するなど、環境を強化していきたいと思っております。

卯月委員 バイクの通勤者は、あそこに置いてはいけないってことですか。

坂村庁舎管理室長 バイクの通勤者も置くことは可能でございます。

卯月委員 放置というだけじゃなくて、実は近くの会社とかに通勤に使われている方もいるみたいなんです。そういうことも含めてなんですけど、例えば、通勤、来庁者とすれば夜間はなくなるはずですよ。だけど、あるのは不自然と思いませんか。ですから、先ほどから申し上げているように、非常に不公平感を感じている方もいると思うんですよ。もし、整理してスペースがあるんだったら、逆に貸し出してもいいのかなど。高度利用という形でも、難しいかもしれませんが、そのぐらいのことを考えてもいいのかなっていう気もしますし、きちんと対応していただければと。

もとはマナーの悪い人がいたので言ったんですけど、私たちも実は山梨県議会議員バイク議連というのを立ち上げていまして、非常にマナー重視の議連ですから、バイク乗りはマナーが第一ですので、ぜひその辺のことも含めて対応していただけるようお願いして終わります。

坂村庁舎管理室長 マナーのことにつきましては、バイク等の利用者は、大半が県職員ですので、職員ポータルサイト等でマナーに注意して走行するよう注意喚起をしているところでございます。

また、管理がしやすいように、例えば通勤に利用しているバイク、それから自転車につきましては、シールを張り、よく分別して、整理できるよう対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

卯月委員 以前も、職員とわかるようにステッカーとか張ったらどうかということも提案したことがあったんで、その辺も引き続き検討してください。よろしくお願いいたします。

(ミネラルウォーター税について)

向山委員 ミネラルウォーター税についてちょっと確認をしたいんですけども、これまで県の地方税制等検討会などで議論されていると思うんですが、自分の任期の前ですけども、議会としても平成31年3月にミネラルウォーター税の提言がある中で、今後の進捗ぐあいと、この展開について、これまでどういった議論がなされたかも含めてお伺いをしたいと思います。

植村税務課長 ミネラルウォーター税ということではないんですが、議会から、地下水に着目した法定外税に関する検討をするよう政策提言をいただいたところでございます。これが、平成31年3月に提言を頂戴いたしました。県当局といたしましては、その同じ年、令和元年8月に、有識者によります検討会を設置したところでございます。そこから、鋭意検討をしているところでございます。

現在までのところ6回の検討をしたところでございます。検討の中では、地下水に関する課税の方法として、おおむね地下水を採水したくみ取った量に基づく課税という方法と、あとは、地下水を製品として移出したところ、そこに課税をすべきではないかというこの2つの意見が大きく分けてございまして、そこに対しての論点整理を行っているところでございます。

今後、関係の業界からの意見聴取等を行うなかで、本年度中を目指して報告をいただけるよう、着実な検討を行っているところでございます。

向山委員 6回実施する中で、その地下水自体の課税と製品に対する課税ということで2案あると承知してはいますが、委員会の皆さん、この専門家の皆さんの意見としては、どちらのほうに今集約できそうな状況になってますでしょうか。

植村税務課長 現在検討の途上でございまして、最終的にどちらにということ、まだ方針が固まっ

令和3年11月定例会総務委員会会議録
ているわけではございませんが、10月に行われました第6回の検討会においては、移出の税に賛同をする委員の皆様が多かったというところではございます。今後、検討をさらに進めていきたいと思っております。

向山委員 製品化したほうにということですよ、そっちのほうがいいんじゃないかというようにことだと思えますけども、本年度中に報告を受けたなかで、具体的に今度の展開、そのスケジュール感なんですけど、その有識者の方々が、こういう形がいいんじゃないかって報告を受けた場合は、その後どのような取り組みになっていくんでしょうか。

植村税務課長 まず、知事から表明しているところでいきますと、本年6月の県議会における、皆川議員の質問に対して、知事から、本年度中を目指して報告いただけるよう着実に検討してまいるといってございまして、決定しているところは、ここまででございます。今、本年度中報告いただけるように検討を着実に進めているところでございます。

向山委員 承知しました。
鋭意検討して、税制部分ですので、いろんな法的な整備等、また関係団体の方からの意見聴取というのがありますので、実際に税が徴収される方の意見っていうのもしっかり聴取していただいたなかでの最終的な報告書になると思います。その報告書も見た中で、議会でも議論が必要だと思いますが、議会の当初の意思としては、やはり厳しい財政状況の中で、何とか財源を確保しようということでの今回のこの提言だと思いますので、十分それも御留意いただいて、報告の中に反映できるような取り組みも期待をしたいと思えます。いかがでしょうか。

植村税務課長 既にいただいております議会からの政策提言というものを十分尊重する中で、着実な検討をしております。よろしく願いいたします。

向山委員 ぜひよろしく願いいたします。

(ネットワーク運用管理費の情報セキュリティー対策強化事業費について)

もう一点、前回の議会で可決をしましたネットワーク運用管理費の情報セキュリティー対策強化事業費をお伺いしたいんですけども、これは、入札はもう行われているかと思うんですけど、これ実際に今後導入を行っていくに当たって、基本的にマイナンバーがないとその印刷ができないということに変更になるかと思うんですけど、職員の方のどこまでがマイナンバーが必要な状況なのか、そこら辺の実際の運用のところを確認をさせていただきたいと思えます。

高橋情報政策課長 実際にマイナンバーカードを使ってコピーをするといった際に2つ方法がありまして、個人情報とかの印刷をする場合には、カードをかざしてから印刷が出てくるような形になります。それともう一つは、カードをかざさなくても印刷ができるような方法も検討をしているというような状況であります。

向山委員 今いただきましたけど、対象というのはどこまでが対象ですか。全職員、正規職員、嘱託も含めて全職員ということでよろしいでしょうか。

高橋情報政策課長 全職員が対象になります。

向山委員 そうした場合に、マイナンバーカードを取得されてない方はどのように対応するのでしょうか。

高橋情報政策課長 マイナンバーカードを取得していない職員に対しましては、各課に専用のカードを用意させていただきます。そのカードで、コピー機の前に行って印刷をするというような形になります。

向山委員 基本的には、これは、全職員のマイナンバーカードの作成を求めるといえるか、促進を促すというような認識でいいのかと、現状でどのぐらいの取得率があるのかを確認したいと思います。

高橋情報政策課長 現状で、まずマイナンバーカードをかざして印刷するというのは、全職員のマイナンバーカードをできるだけ取得いただくように促していくというのが一つございます。

それから、現在では約9割の職員がマイナンバーカードを取得しているというような状況でございます。

向山委員 承知しました。いろんなセキュリティーの部分での今回の導入であり、国の方でも勧めている部分があると認識しております。マイナンバーカード自体も、今、日本政府として導入している、推進をしている部分で、県庁として模範を示すという意味でも必要かと思いますが、いろんな実情の中で、その1割の方が取得をされていないということもあると思いますので、その取り扱いというのは、なかなか難しいと思うんですが、余りにも強制的にならないような形を取りながら、全員の方の導入を目指していくということだと思っておりますが、そこら辺の今後100%を目指すに当たってのお考えをお伺いしたいと思います。

高橋情報政策課長 今委員に御指摘いただいたとおりですけれども、強制的には必ずならないような形で、できるだけ取得をいただいて、今後のマイナンバーカードの活用を、県として県民の皆様にリーダー的な立場で示していきたいと、このように考えております。決して強制するようなことはないような形で進めていきたいと、このように考えております。

向山委員 ありがとうございます。ぜひそこら辺も、今も十分留意をされていると思いますけども、気をつけながら進めていただきたいと思います。

(指定管理者制度の見直しについて)

最後に端的に1点、今定例会で永井委員の質問の中で、指定管理者制度見直しが知事のほうで示されまして、これは大いに自分も賛成すべき内容だと思いますけども、議会との関係で、議会も特別委員会で指定管理者の委員会を設置していると思うんですが、この見直しについては、議会との調整あるいは今後の中でどのようにかかわっていくようなお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 本会議におきまして、知事から御答弁さしあげたとおり、今までの指定管理施設の運営、実際、県がその施設を設置している目的があり、その業務がしっかり行われているかとか、そういったところの検証が不十分であったというところの観点から、今その検証を進めているところでございます。

例年、議員の皆様にも特別委員会のほうで審査をしていただいているところでございますけれども、その審査の中で、この見直しの結果等も御案内しながら、またこのような改善点を図ってまいりますとか、そういったところもお示しできるか視野に入れまして、対応を図ってまいりたいと考えております。

向山委員 いろんな観点からされているとは思いますが、なるべく中身がわかりやすく伝わるように、特別委員会も、時限的な特別委員会だと思いますので、ない場合は、例えば定例会ごとの総務常任委員会での審議の中に加えるとか、いろいろな手法はあると思いますので、議会での審議、または意見、改善策を提示した中で、改善策を提示して改善が難しいと判断した場合、一部運営を県が担当するというところの話は承知をしていますが、そうなる前に、決定をする前の部分も含めて、こういう形で案として考えていますとか、あるいはこういう今進捗状況ですというところも踏まえて、常任委員会あるいは特別委員会を含めて議会に示しながら進めていくのが一番いいんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 また、この見直しにつきまして、何分初めての取り組みということもございませう。その結果、どのような検証結果が出てくるかというところは、未定なところもございませう。また、不透明なところもございませうので、その検証結果の内容などを鑑みまして、議員の皆様にもどのような形でお示しできるか、また別途検討させていただきたいと思っております。

- その他
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
 - ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
 - ・県外調査を1月18日から1月20日に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
 - ・本委員会が11月8日に実施した閉会中継続審査案件に係る県内調査については、その

報告を議長あてに提出した。

以 上

総務委員長 渡辺 淳也